

別表 第3

(条例第13条関係)

1. 排液にかかる規制基準

() 内は日間平均

番号	項目 区分	水温	外観	臭気	イオン 指数素	生物化学的酸 素要求量単位 1ℓにつき mg		浮遊物質 単位 1ℓにつ き mg	ノルマンヘ キサン抽出 物含有量 1ℓにつき mg	説明
						日間平均	最大			
1	畜産業	排出先の公共水域の水質に著しく変化を与えないと認められる程度	同左	同左	5.8以上	120以下	160	200 (150)		大腸菌群 3,000個
2	し尿浄化槽設置者					20		50 (30)		※
3	合成樹脂製品製造業					120	160			
4	自動車修理整備業 自動車燃料小売業 道路旅客貨物運送業				8.6以下	120	160	200 (150)	5 油 鉍	①各事務所から排出する排水はすべて油浮遊物沈澱物を完全に除却したのちに排出をする。 ②処理槽は油分汚泥が堆積しないよう適切に維持管理をする。
5	鉄鋼加工業 金属製品製造業 非鉄金属製造業 一般機械器具製造業					120				
6	旅館業 (旅館、民宿、モーター) 飲食業 飲食料品製造業 飲食料品小売業 病院診療所 公衆浴場 クリーニング業					120	160		30 動植物油	
						100	130			
7	砕石業 砂利採取業 石材業 コンクリート製品製造業 写真現像業 石けん製造業 理容業 紙製品製造業 ガラス製品製造業					120	160		5 油 鉍	
						30	40	40		
8	廃棄物焼却場					120	160	200 (150)	5 油 鉍	
9	肥料飼料製造業								30 動植物油	
10	塗装業								5 油 鉍	
11	産業廃棄物処理場									

※ 季節的使用施設についての指導基準は別に定める。